

# 厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例に伴う 高架下自転車駐車場の不動産の譲与について

## 1 駐車場用地返還の経緯

(1) 市営自転車駐車場用地として利用する小田急線高架下2箇所(旭町、泉町)は、小田急電鉄(株)と市が昭和51年10月に締結した「高架下使用に関する協定」に基づき、市は、無償で借り受けていたが、小田急電鉄(株)生活事業推進部から、現在の指定管理期間が終了する令和5年度末をもって返還できないかと協定第3条による意思表示があった。

(期間)

第3条 本協定の期間は、2014年(平成26年)4月1日から5年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲、乙いずれからも何らかの意思表示が無い時は、更に期間を5年間延長するものとし、以後この例による。

(使用料)

第6条 本物件の使用料については、本物件に賦課される固定資産税、都市計画税相当額とする。また、甲が公共の用に供するものとして、使用料を無償とした場合は、乙は、これに相当する固定資産税、都市計画税を減免することができる。

(2) 当該用地は、協定から約46年間、昭和57年以降市営自転車駐車場として利用した経過もあり、市営の継続利用の調整を行ってきたが、令和5年度末をもって返還するに至った。なお、小田急電鉄(株)は、用地返還後も、自転車駐車場として運営を行う。

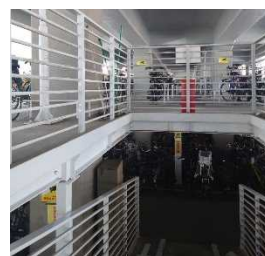
## 2 譲与の理由

本厚木駅高架下旭町自転車駐車場及び本厚木駅高架下泉町自転車駐車場は、事務所及び駐車場施設は、耐用年数を超え資産価値は著しく低く、原状回復する撤去費用が、多額になることや、市からは返還後も継続的な自転車駐車場利用を依頼しているため、譲与するものです。

## 3 譲与物件

### ◆本厚木駅高架下旭町自転車駐車場

- ①事務所 簡易プレハブ造  
建築面積 6㎡ 築40年
- ②駐車場施設 鉄骨造  
建築面積 460㎡ 築40年

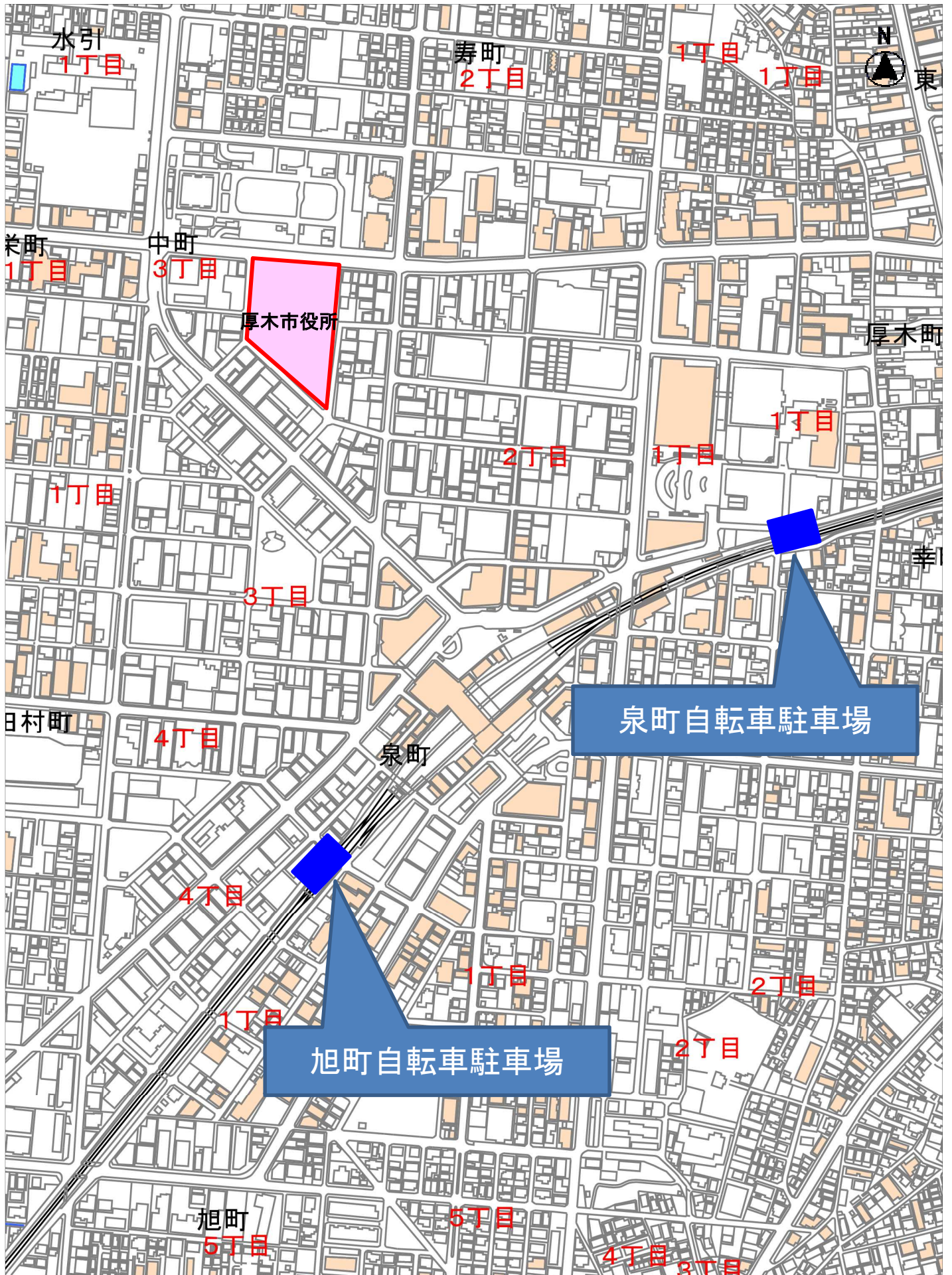


### ◆本厚木駅高架下泉町自転車駐車場

- ①事務所 簡易プレハブ造  
建築面積 6㎡ 築38年
- ②駐車場施設 鉄骨造  
建築面積 345㎡ 築38年







縮尺 1 : 5000

